|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 不妊検査費助成 | 一般不妊治療費助成 | 特定不妊治療費助成 |
| 対象となる治療等 | 不妊検査 | 一般不妊治療（タイミング療法、薬物療法等）、人工授精 | 体外受精、顕微授精、特定不妊治療に係る男性不妊治療 |
| 助成金額 | 5万円を限度に1回のみ。 | 1年度につき10万円まで。通算24月まで。 | 1回の治療に要した自己負担額の2分の1。10回まで。 |
| 申請に必要な書類 | 1.美郷町不妊治療費等助成金交付申請書（様式第1号）2.美郷町不妊治療費等助成事業受診等証明書（検査用）（様式第2号）3.美郷町不妊治療費等助成事業受診等証明書（治療用）（様式第3号）又は宮崎県不妊治療費支援事業受診等証明書の写し4.宮﨑県不妊治療費支援事業給付決定通知書の写し5.領収書・明細書の写し6.高額療養費や付加（附加）給付金の決定額が確認できる書類（該当者のみ）7.町税等完納確認書8.印鑑9.通帳（申請者名義のもの）10.保険証（夫婦分）11.法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本等）12.夫婦の住所を確認できる書類（住民票等）13.母子健康手帳あるいは死産届又はそれに類する書類の写し14.その他町長が必要と認める書類※2あるいは3は病院に記入してもらいます。11～12は、1の裏面の同意書に同意があれば省略可能の場合があります。 |
| 申請場所 | 役場健康福祉課（66－3610）・南郷地域課（59－1601）・北郷地域課（62－6201） |
| その他 | ・高額療養費に該当するような場合は、「限度額適用認定証」を取得してから受診するようお願いします。・不妊治療を受け、出産（妊娠12週以降に死産に至った場合を含む）した場合は、これまで受けた助成回数をリセットすることができます。 |